

1. ひたちなかりサイクルセンタ 新建屋・新RPF製造設備稼働

かねてより進めている(日和)スマートリサイクルシステム計画の一環として、7月28日(木)にひたちなかりサイクルセンタに新築した建屋の竣工式及び新RPF※製造設備の安全祈願を執り行いました。

新建屋は、新RPF製造設備を格納するもので軽量かつ透光性のあるテントハウスを採用しています。

RPF製造設備は、紙くず・木くず・廃プラスチック類を破碎・熱圧縮成形しRPFを製造するもので、8月3日(水)から稼働開始しました。新RPF製造設備の処理能力は従来設備と同等(1.351t/h)ですが、コンパクトな構造になっており、従来設備の約3分の2の省スペース化を実現しました。

旧設備の建屋は、セキュリティシステムを設置し、設備や非鉄金属類の解体・分別・保管を行う場所として活用されます。

※ RPF:「Refuse Paper & Plastic Fuel」の略称。

主に産業廃棄物のうちマテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料のこと。



【 竣工式の様子 】



【 新RPF製造設備 】



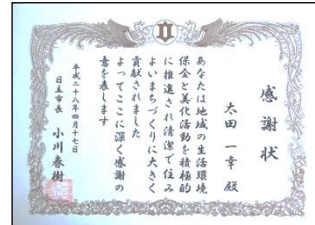
【 建屋写真 】

2. 日立市から「清掃功労者市長表彰」を授与

4月17日、エコサービス第一部 日立課 太田一幸氏が日立市仲町推進会の推薦を受け、同推進会総会で日立市より感謝状が贈呈されました。

これは、日立市仲町地区にある山手工場外周の通勤通学道路の清掃、樹木剪定、除草など、日頃の地域美化活動に貢献したとして評価されたものです。今回の受賞は大変名誉なことであり、地道な行動が地域住民の方に認められたものと考えます。

これからも、職場の模範となりさらなるご活躍を期待します。



【 清掃功労者市長表彰 感謝状 】 【 日立課 太田一幸氏 】

3. 環境関連法令等のお知らせ

No	法令等の名称・参照URL	主な内容	施行日								
1	土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について (2016年3月18日 閣議決定) http://www.env.go.jp/press/102286.html	・クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)を 特定有害物質に指定 と共に基準を規定。 (規定は、有害物質使用特定施設または3,000㎡以上の土地を所有する事業者に限る。) ①地下水基準 …… 0.002mg/l ②第二溶出量基準 … 0.02mg/l ③土壤溶出量基準 … 0.002mg/l	2017年 4月1日								
2	土壤環境基準及び地下水環境基準の一部を改正する告示並びに土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布について (2016年3月29日 公布) http://www.env.go.jp/press/102349.html	『水質汚濁防止法』第2条第2項の特定施設であって、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)をその施設において製造し、使用し、または処理するものの使用を廃止する場合等には、土壤の汚染状況について調査し、都道府県知事等に対して、その結果を報告しなければならない。									
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について (2016年6月20日 公布) http://www.env.go.jp/press/102658.html	①トリクロロエチレンについて 特別管理産業廃棄物に該当するものの基準 を強化。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定下水汚泥関係 (規則第1条の2第5項関係)</td> <td> 指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外) 0.3mg/L ⇒0.1mg/L以下 指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ) 3mg/L ⇒1mg/L以下 </td> </tr> <tr> <td>廃油関係 (規則第1条の2第10項関係)</td> <td> 廃油を処分するために処理したもの (廃油、廃酸又は廃アルカリ以外) 0.3mg/L ⇒0.1mg/L以下 廃油を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ) 3mg/L ⇒1mg/L以下 </td> </tr> <tr> <td>汚泥、 廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)</td> <td> 汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外) 0.3mg/L ⇒0.1mg/L以下 廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ) 3mg/L ⇒1mg/L以下 </td> </tr> </tbody> </table> ②管理型最終処分場に埋立処分できる(特別管理)産業廃棄物に含まれるトリクロロエチレンの量を規制。 ③産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれるトリクロロエチレンの量を規制。 ④産業廃棄物最終処分場の排水基準・廃止時の地下水の基準、安定型最終処分場の浸透水基準の変更。 ⑤最終処分場周縁の地下水の基準項目について、「塩化ビニルモノマー」が「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に名称変更。	廃棄物の種類	基準	指定下水汚泥関係 (規則第1条の2第5項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外) 0.3mg/L ⇒0.1mg/L以下 指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ) 3mg/L ⇒1mg/L以下	廃油関係 (規則第1条の2第10項関係)	廃油を処分するために処理したもの (廃油、廃酸又は廃アルカリ以外) 0.3mg/L ⇒0.1mg/L以下 廃油を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ) 3mg/L ⇒1mg/L以下	汚泥、 廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外) 0.3mg/L ⇒0.1mg/L以下 廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ) 3mg/L ⇒1mg/L以下	2016年 9月15日
廃棄物の種類	基準										
指定下水汚泥関係 (規則第1条の2第5項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外) 0.3mg/L ⇒0.1mg/L以下 指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ) 3mg/L ⇒1mg/L以下										
廃油関係 (規則第1条の2第10項関係)	廃油を処分するために処理したもの (廃油、廃酸又は廃アルカリ以外) 0.3mg/L ⇒0.1mg/L以下 廃油を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ) 3mg/L ⇒1mg/L以下										
汚泥、 廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外) 0.3mg/L ⇒0.1mg/L以下 廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ) 3mg/L ⇒1mg/L以下										
			2017年 4月1日								

【 ニュースに関するお問合せ 】

日和サービス株式会社 日立営業所
担当：宮田 (050-3033-9331)
E-mail: miyata-youhei@nichiwa-hitachi.co.jp

【 営業窓口 】

日立営業所 (0294-38-1121)
ひたちな営業所 (029-274-6380)
土浦営業所 (029-830-0080)

【 会社ホームページURL 】

<http://www.nichiwa-hitachi.co.jp>

【 事業所案内 】

<http://www.nichiwa-hitachi.co.jp/corporate/office.html>